

郡山市小規模修繕契約希望者登録事務取扱要領

平成25年2月5日制定
令和7年1月21日最終改正
〔財務部契約検査課〕

（趣旨）

第1条 この要領は、郡山市小規模修繕契約希望者登録要綱（平成22年12月10日制定。以下「要綱」という。）第11条の規定により、小規模修繕契約希望者（以下「契約希望者」という。）の登録等に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（事務処理）

第2条 契約希望者の登録及び取消しに関することは、財務部長が処理するものとし、契約希望者の登録情報の変更に関することは、契約検査課長が処理するものとする。

（申請書の受付）

第3条 契約希望者の登録の申請の受付は、契約検査課において行う。

（申請の受付期間）

第4条 要綱第4条第2項に規定する市長が指定した期間とは、要綱第5条に規定する登録の有効期間の初日の属する年度の前年度（次項において「有効期間の前年度」という。）の2月中のおおむね10日間とする。

2 要綱第4条第2項ただし書の市長が特に必要と認めるときとは、前項の市長が指定した期間内に登録の申請をすることができないときとし、この場合において、登録の受付期間は、有効期間の前年度の1月から3月までの間を除いた、随時とする。

（随時受付の場合の登録日）

第5条 前条第2項に規定する期間に登録の申請を行った場合の登録日は、当該申請を行った日の属する月の翌々月の1日とする。

（登録名簿の閲覧）

第6条 郡山市小規模修繕契約希望者登録名簿は、契約検査課、各行政センター及び市ウェブサイトにおいて閲覧に供する。

（登録の取消し）

第7条 要綱第3条第1号に該当することにより要綱第8条の規定により登録を取り消されたときは、登録取消しの届け出を要することなく、当該取り消しに該当するに至った日をもって、登録を取り消すものとする。

（完納の申し出による登録等）

第8条 要綱第3条第3号に該当することにより登録を行わなかった者から、登録の申請を行った日の翌日から起算して3か月以内に登録の申し出があったときは、要綱第4条に規定する登録の申請があったものとみなし、この場合において、当該申し出があった日を申請日と

するものとする。

2 前項の場合においては、要綱第4条に規定する書類の提出は要しない。

3 第1項の規定により申請日とされたものについての登録日は、第5条の規定を準用するものとする。

附 則

この要領は、平成25年2月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月24日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。